



はじめました。

古民家

その古民家、探している人がいます。

やまなし空き古民家・レトロ建築バンクとは、売却・賃貸を希望する空き古民家等の情報登録・公開し、空き古民家等の購入・賃借を希望する方へ情報提供する制度です。所有する空き古民家等の売却・賃貸をご検討されている方は、是非ご相談ください。

- 登録手順
- まずは、建築士会または県へご相談ください。
 - 所有者立ち合いのもと、建築士が現地調査を行います。
 - 空き古民家等への要件適合を審査します。
 - 空き古民家等に該当する場合に登録されます。



空き古民家等とは？

古民家や古建築は、伝統的な技術や技能等により建築され、地域の歴史や風土、街並み景観等を形成する貴重な地域資源です。そのような貴重な地域資源である古民家等の利活用の促進を目的とする「やまなし空き古民家・レトロ建築バンク」に登録できる空き古民家等は、次の①から⑤に掲げる全ての要件を満たすものとします。

① 建物用途	空き家になる前の用途は、次のいずれかに該当すること		
	一 古民家	二 その他の古建築	住宅、併用住宅、蔵・離れなど住宅に附属する建物等 時代を反映し人々の記憶の中にある再生価値の高い建物等
② 建築年代	原則として、建設後50年を経過したものであること		
③ 構造工法	次の項目のうち、いずれか一つに該当すること		
	一 木造	1)	伝統構法(※1)により建築された建物 (※1 建築基準法制定(1950年)前の構法)
		2)	在来工法(※2)であって伝統的な建築技術、技能等により建築された建物 (※2 建築基準法制定(1950年)後の構法)
		3)	その他伝統的な建築技術、技能等又はこれと同等の建築技術等により建築された建物
④ 建物の特徴等	二 非木造	4)	伝統的な建築技術、技能等又はこれと同等の建築技術等により建築された建物
	次の項目のうち、いずれか一つに該当すること		
	一 地域特性	1)	旧街道、門前町など市街地等を形成する建物等
		2)	農村、山間集落等田園・山岳地域等を形成する建物等
		3)	県内の地域・地区の気候風土に根付いた建物等
		4)	その他各地域・地区的歴史や周辺景観に調和した建物等
	二 建物特性	5)	養蚕、機織りなど地域産業の特色を有する建物等
		6)	明治ハイカラ・大正ロマン・昭和レトロを彷彿させる建物等
		7)	看板建築等、特徴のある建物等
		8)	土間、かまど、続きの座敷等伝統的な内部空間を有する建物等
		9)	洋風応接間等大正モダン、昭和レトロな特色を感じさせる建物等
		10)	大戸、格子戸、ガラス入り格子戸など木製建具が主に使われている建物等
		11)	大黒柱、曲がり梁、吹き抜け天井等魅力的な空間を構成している建物等
⑤ 建物の状態等	三 その他前各号に類する特性を有する建物		
	空き家(今後空き家となる見込みのものを含む)等の建物の状態は、再生可能な状態であること		

空き古民家等を登録したい方(所有者等)

登録の手順についてはオモテ面をご覧ください。

<申請に必要な書類>

1. 古民家等調査依頼申請書（様式1）
2. 所有者の確認ができるものの写し
(建物の登記事項証明書、直近の年度の固定資産税課税明細書又は固定資産税評価証明書)
3. 申請物件の写真及び案内図
4. 代理人による申請の場合は委任状

*様式はホームページからもダウンロードできます。

<提出先>

一般社団法人山梨県建築士会

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1丁目14-19 山梨県建設業協同組合会館1階

TEL: 055-233-5414

E-mail: info@ykenchikushi.org

電子メール、郵送、持参のいずれかの方法により提出してください。



〈問い合わせ先〉
山梨県 県土整備部 住宅対策室
TEL: 055-223-1731



やまなし